

『社労士業務便覧 平成31年版』 訂正について

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫
び申し上げます。

訂正頁	訂正箇所	誤	正
p 127	給付基礎日額の算 定方法 5. 給付基礎日額 の最低保障額	3,910 円	3,940 円 (平成 31 年 8 月 1 日より)